

各都道府県 財政担当課
市町村担当課
議会事務局
各指定都市 財政担当課
議会事務局

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

地方議会議員年金制度の廃止に伴う留意事項等について

地方議会議員年金制度については、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとし、平成23年通常国会に廃止措置を講ずる法案を提出する予定であります。

また、所要の法令改正を前提として、平成23年度税制改正大綱に制度廃止に伴う税制措置を盛り込むとともに、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用を措置し、平成23年度地方財政計画に約1,300億円（都道府県分約100億円、市町村分約1,200億円）を計上予定です。

制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用の財源は、制度廃止時点で地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとなります。

制度廃止後は、現職議員からの掛金収入がなくなること、在職12年以上の年金受給資格を有する現職議員に対して一時金選択を認めること等により、公費負担額は短期的には増加するものの、その後は大きく減少する見込みであり、公費負担総額は抑制されるところであります。

平成23年度の地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金の予定額の具体的な算定方法は、別紙のとおりであります。

現在、制度の見直しについて、各議長会・議員共済会において意見集約が行われているところでありますが、上記の趣旨を踏まえ、平成23年度の地方公共団体の負担金の予算計上等について適切に対処いただきますとともに、貴都道府県内の市町村（財政担当課・議会事務局）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

担当 小比類巻、清水
TEL:03-5253-5558

事 務 連 絡
平成22年12月24日

都道府県議会議員共済会 } 御中
市議会議員共済会 }
町村議会議員共済会 }

総務省自治行政局公務員部福利課

地方議会議員年金制度の廃止に伴う留意事項等について

地方議会議員年金制度については、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって制度を廃止することとし、平成23年通常国会に廃止措置を講ずる法案を提出する予定であります。

また、所要の法令改正を前提として、平成23年度税制改正大綱に制度廃止に伴う税制措置を盛り込むとともに、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用を措置し、平成23年度地方財政計画に約1,300億円（都道府県分約100億円、市町村分約1,200億円）を計上予定です。

制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する費用の財源は、制度廃止時点で地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとなります。

制度廃止後は、現職議員からの掛金収入がなくなること、在職12年以上の年金受給資格を有する現職議員に対して一時金選択を認めること等により、公費負担額は短期的には増加するものの、その後は大きく減少する見込みであり、公費負担総額は抑制されるところであります。

平成23年度の地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金の予定額の具体的な算定方法は、別紙のとおりであります。

現在、制度の見直しについて、各議長会・議員共済会において意見集約が行われているところでありますが、上記の趣旨を踏まえ、平成23年度の地方公共団体の負担金の予算計上等について、各地方公共団体の議会に対して速やかにご連絡いただき、適切に対処いただきますようお願い申し上げます。

担当 小比類巻、清水
TEL:03-5253-5558

(別紙)

平成23年度の地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担金の予定額は、次に掲げる地方議会議員の区分に従い算出した金額になるものと試算しています。

1 都道府県の議会の議員

(1) 給付費負担金

平成23年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額
の総額に12を乗じて得た金額に48.4/100を乗じて得た金額

(2) 事務費負担金

20,900円に当該地方公共団体の議会の議員の数(条例定数)を乗じて得た金額

2 市(特別区を含む。)の議会の議員

(1) 給付費負担金

平成23年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額
の総額に12を乗じて得た金額に88.5/100を乗じて得た金額

(2) 事務費負担金

13,000円に当該地方公共団体の議会の議員の数(条例定数)を乗じて得た金額

3 町村の議会の議員

(1) 給付費負担金

平成23年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員(※)の標準報酬月額
の総額に12を乗じて得た金額に88.5/100を乗じて得た金額

(2) 事務費負担金

15,000円に当該地方公共団体の議会の議員の数(条例定数)を乗じて得た金額

※ 平成23年4月1日における現員。平成23年3月中に任期満了を迎え4月1日に
在職していない場合にあつては、当該任期満了時における現員。

(注) 給付費負担金は、平成23年4月及び5月分については、現行と同様、毎月の掛金
及び特別掛金と同時の払込みを予定していますが、平成23年6月の年金支給時に市
・町村議会議員共済会の積立金が枯渇する見込みであることから、同月以降につい
ては、地方議会議員共済会の収支状況を勘案し、制度廃止後直ちに払込みを依頼す
ることがありますので留意願います。詳細については、別途通知します。

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日）（抄）

[国税関係(所得税、法人税、登録免許税、消費税、国税徴収法)]

2. 個人所得課税

(6) その他

[国税]

⑧ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

イ 経過措置として支給される給付については、次のとおりとします。

(イ) 退職年金については、公的年金等控除の対象とするとともに、国税徴収法に規定する「給料等」として、一定額までの差押えを禁止します。

(ロ) 退職一時金（加算して支給されるものを含みます。）については、所得税法に規定する「退職手当等」とみなすとともに、国税徴収法に規定する「退職手当等」として、一定額までの差押えを禁止します。

(ハ) 遺族一時金（加算して支給されるものを含みます。）、公務傷病年金及び遺族年金については、所得税を課さないこととするとともに、国税の滞納処分による差押えを禁止します。

ロ 地方議会議員共済会については、地方議会議員年金制度の廃止後においても引き続き所得税法別表第一（公共法人等の表）に掲げる法人とみなす経過措置を講じます。

3. 資産課税

(3) その他

[国税]

⑦ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会が受ける登記に係る登録免許税について、同制度の廃止後においても引き続き登録免許税法別表第三（非課税登記等の表）に掲げる登記とみなす経過措置を講じます。

4. 法人課税

(7) その他

[国税]

③ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会について、同制度の廃止後においても引き続き法人税法別表第二（公益法人等の表）に掲げる法人とみなす経過措置を講じます。

5. 消費課税

(3) その他

[国税]

⑤ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会について、同制度の廃止後においても引き続き消費税法別表第三に掲げる法人とみなす経過措置を講じます。

[地方税関係(個人住民税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、徴収関係)]

2. 個人所得課税

(6) その他

[地方税]

<個人住民税>

⑤ 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

イ 経過措置として支給される給付については、次のとおりとします。

(イ) 退職年金については、公的年金等控除の対象とするとともに、一定額までの差押えを禁止します。

(ロ) 退職一時金(加算して支給されるものを含みます。)については、退職手当等とみなすとともに、一定額までの差押えを禁止します。

(ハ) 遺族一時金(加算して支給されるものを含みます。)、公務傷病年金及び遺族年金については、個人住民税を課さないこととするとともに、地方税の滞納処分による差押えを禁止します。

ロ 地方議会議員年金制度の廃止後においても引き続き地方議会議員共済会が支払を受ける利子等については、利子割を課さないこととする経過措置を講じます。

3. 資産課税

(3) その他

[地方税]

① 地方議会議員共済会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の法律改正を前提に、地方議会議員年金制度の廃止後も存続する地方議会議員共済会について、引き続き非課税措置を講じます。

4. 法人課税

(7) その他

[地方税]

② 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、所要の法律改正を前提に、地方議会議員共済会について、同制度の廃止後においても引き続き収益事業に係るもの以外のものに対して非課税とする経過措置を講じます。